

1. 議事日程（第9日目）

- 日程第 1 承認第 8号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第6号）】
- 日程第 2 承認第 9号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第7号）】
- 日程第 3 承認第10号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第8号）】
- 日程第 4 議案第55号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第56号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第57号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第58号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第59号 令和2年度上天草市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 9 議案第60号 令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第61号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第62号 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第63号 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第64号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第65号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第66号 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第67号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第68号 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第69号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）

- 日程第 19 議案第 70 号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第 20 議案第 71 号 字の区域の変更について
- 日程第 21 議案第 72 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 22 議案第 73 号 和解について
- 日程第 23 議案第 74 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 24 認定第 1 号 令和元年度（平成 31 年度）上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 2 号 令和元年度（平成 31 年度）上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 認定第 3 号 令和元年度（平成 31 年度）上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 27 認定第 4 号 令和元年度（平成 31 年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 28 報告第 7 号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
- 日程第 29 報告第 8 号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博

1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫	5 番 何川 雅彦	6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健	8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司
10 番 田中 万里	11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久
13 番 津留 和子	14 番 桑原 千知	15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	宇藤 竜一
企 画 政 策 部 長	花房 博	市 民 生 活 部 長	水野 博之
建 設 部 長	小西 裕彰	経 済 振 興 部 長	井手口隆光

健康福祉部長 坂田 結二 教育部長 山下 正
上天草総合病院事務部長 森 千壽 水道局長 山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 海崎 竜也 局長補佐 山川 康興
主 幹 倉橋 大樹

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（島田 光久君） おはようございます。

本日、9月4日、議会運営委員会を開催し、追加議案等3件の取り扱いについて審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案等は、議案第74号、工事請負契約の締結についてと専決処分の報告についての報告案件2件です。議案第74号は、慎重に審査しました結果、本日の本会議に上程後、委員会付託を省略し、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。次に、報告案件は、本日の日程に追加し、執行部からの報告となります。なお、追加議案に対する質疑は、通告を不要とすることに決定しましたので、併せて報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。

○議長（園田 一博君） 本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおりとし、自己の意見など、一般質問にならないよう御注意を願います。

日程第 1 承認第 8号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第6号）】

○議長（園田 一博君） 日程第1、承認第8号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） それでは、この専決処分の分ですけれども、当初予算分でも、当初予算で約650万ほど予算を組んでおられます。これは、例年実施されてることなんですけれども、この事業はもう既に実施されているのかということと、もし、済んでいるのであれば、いつ実施されて、どこに委託されたのかを、まず、お聞きします。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

当初予算の648万7,000円については、熊本県の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用しまして、上天草市の海域に流出及び漂着した流木、プラスチックごみなどの収集運搬及び処分を実施しているところです。実施状況については、要望があった箇所から随時対応を行っております。なお、大雨や台風時の漂着ごみだけに対応するものではなく、年間を通じて行うものであるため、今後も要望があった箇所について引き続き対応を行ってまいります。この当初予算に係る海岸漂着物等の回収及び分別などを実施する収集運搬業務の委託先については、上天草市シルバー人材センター、処分及び処分に係る運搬業務については、八光海運株式会社と委託契約を締結し、それぞれ単価契約ということで行っております。契約については、7月に実施を行っているところです。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今回の事業費は、人吉球磨の水害による流木ですけれども、これは専決ですので、もうこの部分は実施、農水の分と合わせてということだったんですけど、もうこの分は既に実施されているんですかね。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） はい。今回の専決処分に係る港湾海岸漂着物等の収集運搬業務の委託先については、緊急の対応が必要であることから、災害協定に基づき、上天草市建設業界を基とした建設業者のほうと、あとほかにですね、龍ヶ岳地域の海岸の回収の一部を地元漁協と契約を締結しております。また、処分業務については、八光海運株式会社と締結を行って業務のほうを行っているところです。実施中です。工期については、9月いっぱいとしております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） それでは、今実施中という、9月いっぱいということなんですけれども、私が水害があった後、ずっといろいろ移動する中で、一度、例えば、姫戸の海岸沿いなんかは、一度建設業者の方とか、船が出てきれいにされたんですけども、その後、また今相当流れつ

いたり、流れてるんですよ。だから、後で農水のほうにも聞きたいと思うんですけども、その分も含めて、今、実施中ということですけど、今流れついている分も撤去されるということでいいんですか。この費用で。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 実際、私どものほうで契約を行っているのは、その7月4日を中心とした県南豪雨によるところの流木あたりの漂着物というところで、それを基に計算を行っておりますので、現在もうある程度業務としては完了に近い状態ということで捉えていただきたいと思います。

○6番（宮下 昌子君） 農水のほうに聞きますのでいいです。いいです。

○議長（園田 一博君） 続けて。

○6番（宮下 昌子君） もう、あとはいいです。続けていいってということですね。すみません。農水の分を続けていいということでもいいんですね。

そしたら、同じような事業で農水のほうで担当されてますので、この分ですけど、これも、今言われたように、実施中ということだと思いますけれども、例えば、今ここ何日かで会った漁師さんが、例えば、漂着してる分じゃなくて、もうかなり海面に漂っている流木がたくさんあるんですよ。海の中に突き刺さってる流木とかもたくさんあるそうです。それで、船の航行に支障を来すということでは言っておられましたけど、今現在そういうふうになってる状態の分まで、この予算の範囲内できちんとできるのかどうかというのをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） ちょっと御質問の内容と若干違いますけれども、お答えいたしたいと思います。漂流物につきましては、熊本県のほうに連絡を入れまして、船を出していただくようにというところをお願いしているところがございます。海岸線についての漂着物につきましては、熊本県、あるいは、市のほうで対応することというふうになっているところがございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） この漂着物ということになってますので、漂着したのを撤去するのが市の仕事で、漂ってるのは、とか海に突き刺さってるのは県ということですか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 本来、役割分担としてですね、今おっしゃいましたように、海岸線、市が管理するものと、港もそうですけども、県が管理するものというふうに分かれております。海に流れている漂流物につきましては、本来、国が処分するような形になっておりますので、今、「海煌」「海輝」という船が持っておられますけど、そちらのほうで対応していただけないかというところで連絡をしているところです。海岸線のとか港湾の中については、それぞれの管理している所管、市、県で対応することとしているところがございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 先ほど言いましたように、漁師さんたちも本当に困っておられます。何か詳しいことはわかりませんが、船のスクリューを痛めたりするということで、漁に出られなかったりするようですので、また、今台風も大きな台風が来ておりますので、ぜひ早目に、この台風の後になると思うんですけども、漁師さんたちが早く仕事ができるように、早目の対処をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（園田 一博君） いいですか。以上で、通告による質疑を終わりました。ほかに質疑ありませんか。

北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 私は通告はしてなかですけど、今日、大矢野に来るときにですね。阿村の樋合港の沖合とか、2号橋から見た海岸とかにもずっと長く漂流しとるとですよね。木の残骸で。この間、9月、台風9号のときは、うちの海水浴場にいっぱい流れてきとったけん取ってもらったんですけど、他のところはとってもらわなくて、樋合は、堤防を越えて港の中にいっぱい入ってきている状態で、まだ大きいのがいっぱいあるとですよ。そのまましとけば堤防にも被害が及ぶと思います。ぜひとも、早く台風が来る前に処理してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 台風9号以降にもですね、御連絡を何度も受けているところでございます。今回の台風10号のほうはまだひどいというような情報もございますので、そこら辺は状況を見ながらちょっと対応していきたいなと思っております。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） いや、状況を見ながら、もう状況は見えとるけんですね、早急にやってほしかと思います。下のところの神代のあそこの港にもいっぱいですよ。よろしくをお願いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） はい、作業ができるところにつきましては、一応御連絡をしているところではございますけれども、そうでないところもまだあるかもしれませんので、担当部署のほうに、担当課のほうにちょっと確認をいたしまして、できるだけ対応できるように考えたいと思います。

○議長（園田 一博君） 北垣潮君。

○11番（北垣 潮君） 台風前にお願いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 今日、この議会が終わってからの報告ということに、確認にしかありませんので、早急にできるかどうかわかりませんが、できるだけそのお気持ちに応えたいというふうに思っております。

○議長（園田 一博君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、承認第8号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定いたしました。

日程第 2 承認第 9号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第7号）】

○議長（園田 一博君） 日程第2、承認第9号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、承認第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

日程第 3 承認第10号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和2年度上天草市一般会計補正予算（第8号）】

○議長（園田 一博君） 日程第3、承認第10号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて、令和2年度上天草市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

○議長（園田 一博君） これから、承認第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第10号は、承認することに決定いたしました。

日程第 4 議案第55号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第4、議案第55号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 5 議案第56号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第56号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第57号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第6、議案第57号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第 58 号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第 7、議案第 58 号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第 59 号 令和 2 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（園田 一博君） 日程第 8、議案第 59 号、令和 2 年度上天草市一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。通告がっておりますので、発言を許します。

6 番、宮下昌子君。

○6 番（宮下 昌子君） 19 ページですけれども、多面的機能支払い交付金返還金 120 万についてですが、概要説明を読みますと、県に申請したけども誤っていたので、その分がその分だということなんですけども、去年ですね、昨年度分ですけど、21 組織を一つの組織に集約して広域化するていうのを、その一つ分をしなないといけないのに、誤って多くされたということで返還することになったわけなんですけども、なぜこういうミスが発生したのかということなんですけども、その原因についてお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 原因についてということなんですけれども、それにつきましては、宮下議員がお話をされたように、広域化体制強化加算金の交付対象者を、本年ならば、広域後の組織数としてすべきところなんですけれども、それを広域化前の組織数として誤って申請をしたというところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） なぜ、こういうミスが発生したのかというこの答えにはなっていないと思うんですけど、普通大きいのをまとめて一つにするので、誰も間違える要素はないと思うんですけど、それを元の大きい数字のまま申請したということでしょう。こっちの担当課のほうも、それでミスして申請して、県も県だと思うんですけど、気づかなかつたというのは。で、そのなぜこういうミスが発生したのかという原因を、ちょっと私はお聞きしたんですけど、それは、今の部長の答えは読めばわかることなので、答えになっていないと思うんですけど、単なるその職員の事務的な、何て言うかな、ミスなのか。大体普通二重チェックというか、もう職員がしたら上の方がチェックしていくので、こういうミスはあり得ないと思うんですけど、なぜ、とにかく前にもありましたが、職員のミスが多いように思うので、なぜこういうミスが起きたのかを、ちょっと説明してください。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） すいません。正直言いまして、チェック機能が果たされてなかったというのは1点あるかと思います。それと、これがわかったときにですね、県のほうには一応御相談申し上げて、その後の対応をどうしようかというところでは動いていたところではございます。宮下議員が、後でちょっとお聞きになっておりますけれども、なぜ今になったのかというところですが、これにつきましては、この交付金については、交付決定額の全額を概算払いという形で、まずもらっております。その関係もありまして、県と協議したうえで、この返還をする時期を、交付金の交付確定時期となる令和2年度の11月中旬に事務を行うということで調整をして、今回、補正予算という形で計上させていただいたところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 令和2年度の11月、今年度ですよ。だけん、これが発生したのは去年ですよ。それが、その確定時期にということで、今年度に今になったということだと思うんですけども、先ほど、なぜこういうミスが発生する、したのかということについては、チェック機能が果たせてなかったということでは言われましたけど、じゃあ、チェック機能が果たせてませんでした。ごめんなさいでいいもんなんじゃないですか。とにかくですね、前にも総務のほうでいろいろありましたが、ここのこういう職員のミスというのは、本来はあり得ないことだと私は思うんですね。それで、この辺はきちっとその上司の方がちゃんとチェックしていくというのは肝に銘じて、きちんとしていただかないと、またこういう同じようなことが起きると。全部一緒ですけど、思うんですね。それで、こういうミスが発生しました。ごめんなさいでは、いかんと思います。きちっとその辺はしていただきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 今お話を点につきましては、大変申しわけなく思っております。今後、気を引き締めて取り組みたいと思っております。すいません。よろしくお願ひい

たします。

○議長（園田 一博君） 次に、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） それでは、次に移ります。

同じく19ページの大道瀬子浦地区海岸土砂敷きならし整備工事1,780万円についてですけれども、これは、今年の3月議会で一般質問で出ました。それで、そのときの市長の答弁では、「これは撤去することになると思う。竹島に持っていくのが1番いいのではないかというふうに思っている」というふうに答弁されたので、私は撤去されるものと思っていましたが、今回、敷きならしとなったということで、この経緯を少し説明していただけますでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 敷ならしになった経緯をということでございますので、ご説明させていただきます。本件につきましては、令和2年第1回定例会後の経過としまして、環境省が求めた図面等が作成できたことから、5月15日に環境省天草自然保護官と瀬子浦海岸の現状について協議を行いました。その結果、陸域部の影響を受けた箇所については、改善して結果を報告すること。また、海域部についての意見は特段申し上げる立場にないという見解が示され、あわせまして、現状改善を求めている地元住民グループ、これは瀬子浦の自然を守る会ですけれども、グループ及び漁協、地元地区と協議をし、調整を図った上で対応するように、御意見をいただいたところでございます。その見解を踏まえまして、5月22日、大道漁協に今後の海域の管理及び整備方針の考えなどを確認し、漁協より、今後はアサリの漁場として管理する方針であること。また、当初に計画していた高さで土砂の敷きならしを行ってほしいと、改めて要望を受けたところでございます。それで、7月21日に地元の考えをお聞きしたいということで、地元区長、これは守る会の会長を兼ねておられます。をはじめ、地区評議員、大道漁協理事、現状改善の要望書を提出された瀬子浦の自然を守る会の関係者を対象に説明会を開催いたしました。この中では、さまざまな御意見があったものの、最終的に、漁協を信用して市に敷きならし行ってもらいたいとの地域の同意を得たことから、今回の予算計上となったところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今、部長が言われたように、当初は、現状を回復してほしいという要望だったと思うんですけれども、今説明がありましたように、地元説明会とかかれて、皆さん了解されたということですが、瀬子浦を守る会でしたっけ、市民のグループの方たちとかも、皆さんこれで納得されたということでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 会議の中では、守る会の方が3名いらっしゃいましたけれども、納得はされてなかったかとは思いますが、しかしながら、区長さんをはじめ、地域の評議員の皆さまの中です。さっき申し上げましたように、漁協を信用して、市に敷ならしをし

てもらおうという御意見でまとまったことから、今回の予算計上に至ったというところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 納得されてない。そうですね。市長が答弁で撤去すると言われたんだから、やはりそれで漁協を信用すると言ってもですよ。漁協は、その7年か8年前に当初投入したときにも養殖をすることってしとらっさんわけだからですね。そこで信用するという言葉が出てくるというのがちょっとびっくりですけれども、今回、去年予算は800万ぐらいでしたかね。それをやめて、今回その倍ぐらいのお金をかけて敷きならしされるわけですけども、じゃあ、今後、敷ならしした後、漁協がアサリの養殖をすることですけども、今言いましたように、前も同じ理由ですって言ってしてないわけですけども、そのことについては、漁協の責任も問われると思うんですけど、今後、この土砂敷ならし後に、市はどう関わっていかれるのかをお聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 先ほど御説明申し上げましたとおり、報告を受けておりまして、市からは、漁協に対しまして、今後の事業計画を作成して提出するように、現在指示をしているところでございます。それで、今後の水産振興の事業に当たりましては、本市の水産振興対策事業、または、熊本県の補助事業等を活用することとなるかと思っておりますので、今後は、漁協が提出されました事業計画を基に、市も助言協力を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 次に、

○6番（宮下 昌子君） 一応、委員会のほうで、この件については、もう少し議論をしていただきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） じゃあ、市長からどうぞ。

○市長（堀江 隆臣君） 宮下議員の私の発言に対して言及があったので、ちょっと私のほうからも発言しますが、撤去する、そして、竹島に持っていく、そういう発言をしたんですが、全部をですね、全部を撤去するという明言をしたわけではありません。今回、環境省の指示で、地元漁協等の要望も踏まえて、最善の方策をとるように、ここは予算の予算がどうこうという問題じゃなくて、やっぱり双方の妥協点を見つけてやってほしいということは言っておりました。今回は、ありましたように、敷きならしということになったんですが、当然転石とかですね、そういった部分、不要な部分については撤去をいたします。その分については、竹島に持って行くということになっておりますので、私は、当初、発言からそんな方針が変わったということではないので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今の件については、やはり今後、本当にこの場所でアサリが養殖できるのかどうかということもありますので、今は質疑の時間ですので、詳しくはできませんので、

委員会できちんとその辺は議論をしていただきたいというふうに思います。

次に、20ページの湯島峯公園トイレ設置委託料ですけども、これもかなり高額になってまして3,600万ほどです。説明の概要を見れば、大体なぜこの補正ですることになったかというの、大まかにはわかりますけれども、この公園は上のほうにあるんですけども、前に私も一回行ったことありますけど、結構草が茂ったりしてて、とても観光できるような場所ではなかったかなというふうに思いましたが、公園まで行く、湯島というところは観光客が、コロナも今度ありましたけど、ずっと観光客は増えてました。大体皆さん猫を見に行かれる方が多かったかなというふうに思いますけども、この公園まで行かれる観光客数の把握はされてるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 本市が把握しております観光統計で申し上げますと、湯島の観光客数は島全体で把握しているところでございまして、個別の施設への観光客数がどれだけかというところでは把握はしてないところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 今回補正で計上されたのは、県の離島振興策の一環として、補助金が交付される見込みとなったので、今回の9月補正でということなんですけれども、地元からトイレの設置の要望が出てたということなんですけれども、公園のトイレをどれだけの観光客の方が利用されるのかというのは、かなり3,100万という、ほかのトイレだけじゃありませんけど、3,000万というお金をかけてトイレを設置するわけですよ。かなり高額です。じゃあ、湯島の上の公園をどれだけの観光客の方が利用されるのかというのを把握せずに、こういう事業をされるわけですか。ちょっとなんかその辺が、きちっとせっかくトイレを設置するんであれば、たくさんの方が利用してもらわないかんわけですよ。こんだけ高いトイレをつけるわけですから。その辺をどう思われるのか。観光客数を本来は最初に把握してから、じゃあ、こういうトイレを付けましようていうのが普通じゃないかと思うんですけど、そこの上に上がっていかれる観光客はどれぐらいというのを、全体として把握してないということですけど、そこはなぜ把握はされなかったのか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 先ほど申しましたけれども、観光客の島内の観光客数につきましては、把握はしております。昨年の、これはまだ速報値なんですけど、1万6,763人という数字が出ております。このうちの3分の1の方が峰公園を訪れたとすれば5,500人、年間ですね。程度になるという計算になりますけども、それその数がはっきり上に上がっておられるかという、それはちょっと確認はできません。で、峰公園行かれたという話なんですけど、現在、さっきおっしゃいましたように、ちょっと景観も悪うございます。今回合わせて伐採とかも含めたところで検討しているところでございますので、より行かれる方が多くなるのではないかという思いを持っております。それで、2番目に、議員が、他のトイレと比較検討されたのか。

○6番（宮下 昌子君） 私は、上にトイレをつくるのであれば、その前に、今現在あるトイレがいつから使えなくなってるのかというの、ちょっとわかりませんが、今まで何年かトイレは上にはなかったわけですね。だから、観光客の方は下のトイレを使って行っておられたんだと思うんですけども。多額の費用を使って、その上にトイレをつくるというのに、じゃあ、観光客がこの公園にどれくらい来るのか。どれくらいの方が利用するのかというのを把握しないで、よくこんな事業ができたもんだなと私は思うんですけど、じゃあ、この高額となっているのが、なぜこんなに高額になっているのかというのを見たときに、トイレ本体及び設置が1,900万、で、輸送費が1,600万かかっているんですよ。担当課のところに聞いたら、船で持ってきて、そこから上に行く道が軽しか通らない狭い道なので、ヘリで上までトイレを持っていくから、それにお金がかかると言われてたんですよ。輸送費に1,600万かけて、その観光客が何人来るかかわらんと、そういう3,000万もかけてトイレをつくらないかんとかなていうふうに思うわけですよ。今、コロナで皆さん事業しておられる方たちも、明日どがんで生活しようかという人もたくさんおられて、今ここに、上天草市で必要なのは、コロナ対策が重要じゃないかと思うんですけど、じゃあ、そういうときに、観光客もコロナでそんなには今来てませんからね。だから、そういう時期に、これだけいくら県が補助するからといっても、県はですね、たったの850万ですよ。850万に対して、市の一般財源が3,100万かかるわけですよ。これは、ちょっとあまりにも無謀な計画じゃないかと思うんですけど、他のトイレとの比較とかね、いろいろされたかどうかを。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 今回のこちらの湯島の峰公園のトイレにつきましては、今回、補正予算で計上しております市道の整備、あるいは、航路の運賃補助、こういったところ等含めて湯島振興策の全体の政策で、これは、県の湯島振興策に講じたものでございまして、県と本市において、湯島振興のための予算を計上しているということでございますので、先ほど議員がおっしゃってございました観光客、そういった側面もございんですけども、湯島島民の方全体の施設振興策というふうに捉えていただければと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井出口 隆光君） 議員から、他のトイレとの比較は実施したのかということについて御説明させていただきます。今回は、輸送費の、先ほどおっしゃいましたように、割合が非常に多くなっております。この理由としましては、やはり里道であることと、峰公園までの島内の道路事情などがございまして、機材を運搬する方法が限られているということで、直接ですね、対比をさせたわけではございませんけれども、一般的なトイレを運搬する場合と同程度の費用がかかるものと、場合でも同程度の費用がかかるのではないかと見込んでおります。と言いますのが、峰公園まで行く道路というのが、幅員が3メートルぐらいの部分がありまして、通常通る、運搬する車両であると、カーブを曲がり切れないというところもあるというところ

ころでございまして、それなりのやはり費用がかかるのではないかと考えております。

今回のトイレは、昨年ですかね。下のほうに港につくったトイレと同じなんですけれども、完全自己処理型というところで、電気工事等につきましても不要であるということで、設置後の維持管理コストも軽減できるというところで、今回決めて、その形を決めて完成形で運ぶというところで、運送費が多額になったというところでございます。

○議長（園田 一博君） 次に、10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） 24ページの馬場江樋戸線災害復旧測量設計委託業務料についてお尋ねいたします。

この設計委託料は、6月に補正予算で組まれております。災害復旧ということで、5月の豪雨災害によって災害したところを執行部が早急に測量を組んで、この議会に、今度は工事費を計上しております。市民の安心安全な生活の確保のために、そういう取り組みをされていることは評価いたします。ただ、その中で、6月の補正額に対して150万円近くの減額であります。測量はどの範囲で実施されたのか。当該地は両サイドを山に挟まれて、片方は市有地となっております。その市有地の部分も測量を行われたのか。その市有地のほうも岩肌が見えて、ちょっと危険箇所があるのではないかと思ったので、質問いたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。

本事業につきましては、本年4月に、地元の区長並びに住民の方から、市道沿いの法面において落石があり、危険であるため対策を行ってほしいとの要望がっております。現地を確認しました結果、法面の危険な状態が確認されたため、市道の全面通行止めの措置を行ったところです。また、5月15日から19日にかけての豪雨におきましても落石が発生したため、6月議会により、測量設計業務の予算確保を行ったところです。本測量設計業務につきましては、当初、崩壊法面の地質調査が必要であると考えておりましたが、その後、建設コンサルタント等の現地確認におきまして、地質調査をしなくても、対策工法の設計が可能であるとの見解を確認したところです。今回の減額は、とりとめた地質調査分の減額であります。測量の範囲につきましては、市道通行の安全確保を目的として、対策検討のため必要な部分の法面の測量を行ったところです。上新田地区から江樋戸地区へ向かって左側の法面につきましては、都市整備課所有のカントリーパーク花海好の用地となっております。今回、市道通行の安全確保のため、市道の管理者である建設課において、市道両側の法面について測量を行ったところです。具体的な法面の測量範囲につきましては、延長で約50メートル、江樋戸地区に向かって右側については、法面の長さが、法長が6メートル、市の公園側につきましては、法長が約16メートルの測量を行ったところです。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 測量を行った結果、次に質問することになるんですけど、その測量

を行った結果、安心安全な市道の確保ができるということで、工事に次入るというわけですが、右側の建設課が担当のほうの測量側と、左側の市の花海好公園側というのがですね。同じ建設部でも、課が別々でやっぱり実証せなんていう状況だったんですかね。まとめてもう建設課がしたというふうに把握していいですか。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 建設課のほうで測量設計は行っております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） じゃあ、次の質問に移ってよろしいですか。次に、これも関連するんですが、25ページのその測量をした結果、市道馬場江樋戸線の災害防除工事が1,000万円について計上されております。先ほど申し上げたように、両側を山に囲まれております。そして、先ほど建設部長が答弁にあったように、やっぱ雨が降った時は両側から雨がどんどんどんどん流れてくる状態ということになっております。今回は、ちょっと私が担当課のほうに聞いたところ、上新田のほうから行って右側だけを、右側のほうは全面的にやる予定だけど、左側の市の市有地のほうは、手つかずの状態になるような説明だったんですよね。それで、通告書に書いてあるように、この工事の施工範囲は、馬場方面から行って右側の側面の工事となっている。本工事を実施するにあたって当該路線の安全は十分に確保できているのか。また、地元の方たちから、建設課のほうは何回も丁寧に説明に行って、全面通行止め等の措置をとってですね。地元の人たちも、子供が通る通学路でもあるということで、もう早急に工事をして安心安全な市道にやってほしいということで、全面的に協力されていると思います。その地元の方たちの意見は徴集を行ったのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 市道馬場江樋戸線の左側の法面は、カントリーパーク花海好公園の敷地となっておりまして、公園側につきましては、測量した結果、のり勾配は概ね安定しておりますが、一部の箇所につきましてオーバーハングしており、崩壊の可能性も考えられるため、右側の災害防除工事にオーバーハング部分のカット及び樹木の伐採を行うことで、当該路線の安全は確保できるものと考えております。それと、地域住民からの御意見につきましては、現地立ち合い時に御意見をお伺いしまして、対策工法の計画については、右側ですが、は報告を行っておりますが、公園側の対応につきましては報告は行っておりませんでした。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） やはり全面通行止めをやって、住民の方たちは、非常に、ここだけじゃなくて、ほかの今回工事予算を計上している堤線とかですね。さまざまところで全面通行止めをして工事を行っております。そこを利用される人たちは、市の建設課の対応には、多くの方が感謝をされております。これまで、合併してからこんなに早くいろいろと区長さん等を通じて災害について言って対応してもらったのではないというぐらいですね。それについて、全面通行止めでも、非常にこの不便な生活になるけど、それでも安心安全な道路の確保をする

ためには協力するというので、そういう声をいただいている中でですね。今回、また工事を
するにあたって、やはり地元の方たちは、安心安全な市道の確保ていうのを望んでおられます。
その部分では、やはりしっかり地元の人たちにも説明をした上で、片方の建設課はしっかり説
明をして、方面の都市整備のほうは全く説明に来ないで、で、住民の方たちは、市役所はもう
一つと思ってるんですよ。ですね。その部分を含めて、やはり、今回こういう工事をして、ま
た全面通行できますけど御協力をお願いしますということを言えばですね、地元の方たちも大
変喜んで協力されると思います。そして、これだけの工事を行うなら、この後、今回は7月に
熊本県は大きな災害がありました。住民の方たちも、いつ自分のところの土地がそういうこと
になるか心配しておられます。絶対そういうことがないように、前もってこういう工事では、
しっかりとした対策というのを行っていただきたいと思っておりますので、ぜひですね、今後
も住民の方たちがいろいろと心配事をされるとは思いますが、念写に説明等はしてから、しっか
りとした工事ができるようお願いいたしておきます。

○議長（園田 一博君） 建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） 今回のことにつきましては、建設部内の横の連携がとれていなか
ったことによるものであります。今後、こういうことのないように指導していきたいと思いま
す。よろしくをお願いします。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。

通告があつておりますので、発言を許します。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） 18ページの温泉施設整備修繕費118万についてでございます。これ
は、一つずつ質問はしなくちゃならないんですかね。123でまとめてするんじゃないかと、一
つずつですね。まとめていいですか。

○議長（園田 一博君） まとめてをお願いします。

○10番（田中 万里君） まず、1、スパ・タラソ天草において、近年多額の予算を投入して
計画的に修繕等を実施されたと思います。計画に沿ってから、予算も当初予算等でも計上して
きたと思うんですけど、今回のこの故障というのは、突発的な故障だったのか。それと、故障
に至った経緯、その経緯については、ここは指定管理者でございます。指定管理者等の職員、
あるいは、その責任者から聞き取りをし、あるいは、調査を行ったのか。仮に、管理者のミス
により故障の場合は、この責任の負担はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） よろしくようお願いいたします。

まず、1番目のスパ・タラソ天草においては、近年、多額の予算を投入して計画的に修繕等を

実施しているけども、今回は、突発的な事故なのかという質問に対してお答えいたします。

この件につきましては、スパ・タラソ天草の施設の修繕等につきましては、平成27年に作成された上天草市交流センタースパ・タラソ天草ストックマネジメント計画基礎計画、この結果をもとに、計画的に実施しているところでございます。施設管理については、協定書の内容に基づき、定期的に点検等を指定管理者が行っております。今回、故障したポンプ等についても、臨時休業前、営業再開前についても点検を行ってございましたが、営業再開後における点検の結果、今回の故障が見つかったものでございます。今回、修繕を予定しているブロアーについては、ストックマネジメント計画には入っておりませんが、しかしながら、もう一つの欲水ポンプにつきましては、令和3年度に源泉ポンプ更新の一部として予定をしておりましたが、今回前倒して修繕を行うこととしたものでございます。

それと、二つ目の故障に至った経緯、その経緯について職員等からの聞き取り、あるいは、調査を行ったのかという質問でございますが、今回故障した設備のブロアーにつきましては、平成27年度及び28年度に修繕等で対応をしてきております。しかし、経年劣化による原因で故障したもので、業者を呼んで修繕を試みましたが、修繕不能と判断した。判断をして、新たに取り替えることとしたものでございます。

指定管理者とは、定期的に協議等を行っておりまして、施設設備の不具合等があった場合は、その都度報告を受けております。今回の故障の経緯についても、報告を受けた際に支配人から聞き取りを行ったところでございます。また、報告を受けた内容について、後日、関係業者からも聞き取りを行った上で、支配人と現場を確認したところでございます。

それと、管理者のミスによる事故の場合、責任の負担はどのようになっているかということでございますが、施設の修繕や備品等の負担につきましては、指定管理者と協定書の中でリスク分担を定めておりまして、それに基づいて対応をしているところでございます。指定管理者の瑕疵により施設設備や備品に故障等が発生した場合につきましては、指定管理者側において修繕を行うこととなります。今回故障した欲水ポンプ及びブロアーについては、経年劣化による故障であるため、指定管理者に瑕疵がないと判断をしまして、リスク分担表50万円未満は指定管理者の負担となるこのリスク分担表に基づきまして、市において修繕することとしたものでございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 言うなれば、今の説明によるとですよ。休業補償でスパ・タラソを閉めろという前は動いていたと。で、休業で約35日間ですかね。そのくらい35日間閉めた後に動かすときには、今度は壊れていたという説明だったと思います。今回ののは、経年劣化によって故障したものであるので、リスク分担としては、市が面倒を修理をしなくちゃならないという答弁だったと解釈しておりますが、この約1カ月近く閉めている際ですよ。スパ・タラソの、その間は休業補償をこちらも出しているんで、もちろん職員の人たちも、スパ・タラソには出勤してると思うんですよ。その際、その機械等のメンテ等はどのように行っていたか、おわかりでしょうか。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 協定書の中に、施設管理運営の中で、日々行う管理につきましては、目視において、機器関係の目視を行うということになっております。その目視によって異常がないか確認は毎日やっているところだと私たちは思っております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 3回目ですので、言うなればですよ。市のほうから閉めてくださいと言うたので、それは閉めざるを得ません。しかし、指定管理者制度の中で、施設の維持管理の委託料というのは払ってございます。なので、閉めてる間でも維持管理というのはしっかりしなくちゃならない。言うなれば、同じような温泉施設で、例えば、1カ月間も塩水を使った機械をメンテをしないで、そのまま止めていたとしたらですね。いろんなところに不具合が生じるていうのを、私が調べた結果、業者さんが言っておられました。それと、経年劣化によって、今回故障したと言われますけど、やっぱこれまでいろいろな部分で修繕を、市の予算を投入してやってきている部分もあります。今後、ちょっとこの部分については、この故障の原因をはじめ、休んでいる間の内容のどういうことをしたかは、ぜひともですね、委員会のほうでも調査をしていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂田 結二君） 休館のほうは、うちのほうが1カ月半ほどするようにということで、うちのほうから、スパ・タラソのほうには申し上げて休んでいただいた期間がありますけども、当然水はりをされて、その間は動かして点検等はされていたことと思いますし、それと、今回の1カ月半ぐらいの休館の間に水抜きをされて、普段行き届いていない掃除部分を、今回、職員も出勤させて掃除も行ったというふうに伺っておりますので、そこら辺については、毎日の施設管理において、目視の部分については、毎日やってあったのかというふうに私たちは解釈しておりますので、そこら辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第60号、令和2年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第10 議案第61号 令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第10、議案第61号、令和2年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第62号 令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第11、議案第62号、令和2年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第63号 令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第12、議案第63号、令和2年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第64号 令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第13、議案第64号、令和2年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第65号 令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第14、議案第65号、令和2年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第66号 令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第15、議案第66号、令和2年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第67号 令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（園田 一博君） 日程第16、議案第67号、令和2年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第68号 令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第17、議案第68号、令和2年度上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第69号 令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算
(第2号)

○議長(園田 一博君) 日程第18、議案第69号、令和2年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第70号 あらたに生じた土地の確認について

○議長(園田 一博君) 日程第19、議案第70号、あらたに生じた土地の確認についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第71号 字の区域の変更について

○議長(園田 一博君) 日程第20、議案第71号、字の区域の変更についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第72号 工事請負契約の締結について

○議長(園田 一博君) 日程第21、議案第72号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) 討論なしと認めます。

○議長(園田 一博君) これから、議案第72号を採決いたします。この採決は起立によって

行います。議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第73号 和解について

○議長（園田 一博君） 日程第22、議案第73号、和解についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第74号 工事請負契約の締結について

○議長（園田 一博君） 日程第23、議案第74号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案について御説明いたします。

追加議案として、工事請負契約の締結についての議案1件を提出しております。この議案の詳細な内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から、議案内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いたします。

議案書1ページをお願いいたします。あわせて説明資料1ページをお願いいたします。

議案第74号、工事請負契約の締結について御説明いたします。この議案は、上小学校教室棟改築建築工事に係る請負契約を締結するもので、契約の内容については、工事名、上小学校教室棟改築建築工事。工事内容、建築工事一式。鉄筋コンクリート造3階建て。延べ床面積1,790.77平方メートル。消防設備工事一式。外構工事一式。工事場所、上天草市大矢野町上1,119番地。工期、令和2年第4回上天草市議会定例会の議決の日の翌日から、令和4年2月16日まで。契約金額、5億2,778万円。契約の相手方、熊本県天草市佐伊津町5,522番地11、金子磯口特定建設工事共同企業体。代表者、金子産業株式会社、代表取締役、金子勉。契約の方法、条件付一般競争入札JV事前審査型でございます。

提案理由といたしましては、上小学校教室棟改築建築工事請負契約の締結について、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または、処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。本案について質疑はありませんか。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 何点か、確認のためお尋ねいたします。前回、議会で提出されたのは、99.87ていうような数字やったんですけど、今回は、資料によると、87.76%という落札率ということで、差額が6,200万円ほど発生するんですけど、これくらい下げても、例えば、工事とか、仕上がりとかを含めて、影響が考えられないのか。その辺はどのように調査をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願いいたします。

この工事につきましては、低入札制度、低入札価格制度を適用しております。議員が御心配の調査基準価格というのがありまして、その下に1番下限が判定基準価格というのがあります。その調査基準価格よりも下回った場合は、設計書等を関係課が調査しまして、実施は可能であるということを判断した場合は、判断したものですから、今回議案として提出しているものでございます。しかしながら、その調査を行っておりますので、通常の工事と違いまして、後の検査体制を強化して、日ごろから調査書を出させたりして、管理を行っていくというような形になっております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは、前回、議会に提出された金額が結局相当高くて、それで落札で契約ということで、議会に提出されていたと思うんですけど、ということは、当初の計画というか、設計段階で、高く高く予算設定してあったのかなという感じがするんですけど、それ違うんですか。その辺のあれは。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 今回、入札参加者が積算して金額を出されておりますので、前回と価格が下がった理由については、正式なことはわかりませんが、一つ考えられるとすれば、前回議会の否決を受けてですね、資格要件等を見直したことによって、金額が変わってきたのかなと考えております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 1番一般市民から見た場合にですね。これだけ落差があるていうような入札制度を上天草がしてるのかていう不安があるんですよね。不信感ていうか。だから、

こんだけ6,200万ほど下げても、本当に仕上がりは間違いなく同じ規模の工事ができるかということと、低入札調査基準価格というのをあると思うんですけど、三者、三共同体参加されて、二共同体が低入札で下のほうですよ。私たちは素人だから、中身の率とかわからないんですけど、普通に考えたら、下二社は失格とかいう形に普通だったらなるんじゃないですか。一般人が見た場合にですよ。その辺もわかりやすく、いろんな人が聞いてますから、説明をお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（村田 一安君） この件につきましては、普通だったら、調査基準価格をするわけですが、今回は、その調査基準価格と判定基準価格という間で、言うならば、低入札が発生したわけです。その間に、二社がおりまして、一つのほうは、判定基準価格を下回ったために失格となっております。その上の一社が低入札価格の部分で調査をしました結果、先ほど部長が申しましたように、調査しました結果、工事はできるというふうに判断をいたしましたものですから、契約というふうになったわけでございます。

○議長（園田 一博君） ほかに。

新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 今の島田議員と重複するところありますが、ゆっくり質問をしますので、答弁は明確にお願いしたいと思います。

まず、第一に、前回の予定価格と、今回予定価格が400万程度上がっております。それは、前のは何年度単価、単価とかで変わったのか。単価で変わったとしたら、何年度単価で積算されて、今回はいつ単価が変わったのか。それが一つですね。

次に、前回の条件と今回の条件の違いを具体的にお願いしたいと思います。それによって、今回、条件に当てはまるのがどのくらい、特に親はですね、事業者が増えたのか。それが2点目ですね。

次に、3点目ですが、低入札価格、先ほど島田議員からも質問がありましたけども、二共同企業体となっておりますが、失格ラインは何%なのか。数字でお願いしたいと思います。

次に、4番目ですね。失格ラインの計算式があれば、その説明を今回の設計金額を入れたものをできれば紙でお願いしたいと思います。それが4番目ですね。

次に、低価格入札、低入札価格は二共同企業体となっておりますが、その調査はどのようにされたのか。まず、そこを答弁をお願いします。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） まず、予定価格が上がったことにつきましては、当初は、6月にもし契約をしておけばですね、大体15カ月の工期を想定しておりました。否決になりましたことで、今年の夏休みが一番工期として、工事ができる期間がなくなりましたものですから、来年の1回だけになりました。工事をしない冬休みが今年1回でしたが、延びたことによって2回入ります。ということで、工期が当初15カ月を想定していたものが17カ月になったこ

とにより、諸経費が上がりまして、予定価格が上がっておりまして、工事内容等には変更あっておりません。

それと、条件の違いでしたね。条件の違いにつきましては、代表構成員につきまして、前回は上天草市における格付等級がA1等級、または、経営審査事項総合評定値が950点以上ある者でした。代表構成員が熊本県内に主たる営業所を有する者でしたが、それと、あと、共同企業体ですね、共同企業体は三社というのが、前回の内容でした。今回、共同企業体を二社または三社として、経営審査事項総合評価評定値が850点以上と、構成員になれるのは、上天草市における格付等級がA1、または、A2。代表構成員は、上天草市、天草市、もしくは、苓北町に主たる営業所、または、契約権利を委任された営業所を有する者ということにしております。

それで、一応、落札可能は12社程度を想定しておりました。構成員ですね、構成員を三社と決めてみたものを、二社または三社でもいいという形に。

低入札の失格ラインの計算式ですが、先ほど言いましたように、失格ラインを判定基準価格と言います。それを求める場合の計算式としまして、数値等はホームページにもアップしておりますが、直接工事費に0.90を掛けます。それに足すことの共通仮設費に0.8を掛ける。足すことの現場管理費に0.8を掛ける。足すことの一般管理費に0.35を掛けて出てきた数字が判定基準価格としております。

今ちょっと先ほど紙で提出ということでしたが、今ちょっと資料がございませんので、そこについては、すいません。と、調査でしたね。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（村田 一安君） その低入札の各調査をどのようにしたかということですが、下額で入札したその価格で入札した理由ですね。それから、手持ち工事の状況、資材購入先等との関係、経営状況等につきまして聞き取りを行っております。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 失格になったところのパーセントということですが、83.49%でございました。83.49です。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） それでは、まず、83.49%を出すのにあたって、調査要綱実施要綱では、4条では、直接工事費の額に0.97をとか、共通仮設費の額に10分の9をとか、現場管理費に10分の9、一般管理費に10分の5.5を乗じた額と、そういった計算式がうたっておりますが、これは、そういった工種によって、そのパーセンテージというのは変わるのか。どういった工種によって、そういったパーセントになるのかですね。それが、まず一つですね。

それと、その次の第2項に10分の7.5から10分の9.2まで、失格ライン、失格ラインというか、低額が92%ですので、低価格がですね。までの範囲内で適宜の割合を乗じた額を調査基準とすることができるとうたってあるのに、副市長は83.49%だからしなかったという

ことだろうと、私は捉えたんですが、この75%から92%の範囲でうたっているのに、一つの低価格については調査をしなかったのは、どうしてなのかということですね。それが2番目ですね。

それと、先ほど副市長が言われた調査項目ですけれども、これには、10項目の調査する内容が入っておりますが、この調査した内容を具体的にどういった調査をされたのか。落札者がどういった調査手法実施されるということを提出されたのか。この10項目について、お答え願いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 少し整理していただきたいことがあります。まず、価格として三つありますよね。一番上限が予定価格、で、その次が、調査基準価格、1番下限が判定基準価格。その調査基準価格と判定基準価格に入った場合、その人たちは調査をしますということですね。その下、1番下限の判定基準価格以下の人は、もう自動的に失格ということですから、ここの調査は行わないということですね。ですから、今回、その真ん中に入った方は1社だったので、1社の調査をしているということです。

それと、工種についての率ですけど、先ほど直接工事費に0.97掛けるのが、さっき言った調査基準価格ですね。そこです。私が言った下限のところは、そこが0.90になってますので、自動的に当然上と下の出てくる数字は違ってくるということです。

あと、工種によって、その基準価格が違うのかということですが、予算決算及び会計令の法令に基づいて、工種ごと若干数字が違うということになります。

それと、調査_____。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（村田 一安君） じゃあ、先ほど調査項目10項目ということで、私の方からは半分ぐらいしか言っておりませんでしたので、不足を説明させていただきます。まず、1番目に、その価格によって入札した理由ですね。それから、2番目が、契約対象工事カ所と関連する手持ち工事の状況及び事業所、倉庫等との関連、地理的条件。それから、3番目としまして、手持ち資材、手持ち機械の状況。4番目が、資材購入先及び購入先と入札者との関係。5番目が、労務者の具体的供給見通し。6番目が、過去に施工した公共工事名。7つ目が、経営内容。8つ目が、経営状況。取引金融機関及び保証会社への紹介。それから、9つ目が、信用状況。建設業法違反の有無。賃金不払いの状況。下請代金の支払い遅延状況。その他。最後のほうは、その他ということで、内容といたしましては、現場代理人の実績の確認とか、本市の積算価格との差が多い工種の積算根拠。それから、積算根拠が見積もりの場合、相手先。それから、工期。それから、設計変更について。落札率による変更契約額と、そういうふうな部分を調査いたしております。

○議長（園田 一博君） 総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） 先ほど、工種で変わると言いましたが、工種では変わらないとい

うことで、すいません。間違っておりました。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 今の答弁は、もうここに要綱に書いてあることを言われただけですけれども、前回、99.87ぐらいだったですかね。で落札されたんですが、私は、そのとき反対の立場で採決をさせていただきました。今回は、打って変わって低価格で入札されたって、応札されたていうことですが、あまりにも、この違う業者であればですね、親は変わってますけれども、違う業者であればいいんですが、一旦、恐らく前回は設計積算をされて応札されたと思うんですよね。で、前回は、市内の業者だけのJVだったと。ということは、今回、市外の業者も入れた中で応札されたということは、市内の業者は、それだけ、例えば、資材であったり、そういった調達能力がないのかなと判断せざるを得ないというか、こんな6千何百万も落としてできるのであれば、前回99.87%は何だったんだろうというふうなことになってしまわせないかなと私は思うんですよね。ちょっとこの落差に私は驚いてしまいました。このあり方も含めてですが、もう少しこの入札の状況を考えると、疑問符が残るような応札になってしまったような、私は感じがします。答弁は要りませんが、やっぱりここは執行部、これは、相手方が応札されるていうことで、いうことになるかもしれませんが、出すのは上天草市です。やっぱり執行部も、もうちょっとそういった何でこういったことになったのか。対応を考えていただかないと、今後、いろんな事に響いていくのじゃないかなと私は思います。答弁はいいですけども。これは向こうだけのあれじゃないと思うんですよね。だけん、そこら辺も含めて、今後の入札のあり方も含めて検証する意味があるんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

高橋健君。

○14番（桑原 千知君） 議長、暫時休憩をお願いでけんですか。

○7番（高橋 健君） すいません。1点だけ確認をさせていただきます。低入札の調査ということで、今回の落札、開札日というのは、先月の28日だったですかね。間違いないですかね。28日ですよね。で、低入札調査をするというような形になって、1項目目から10項目目まで書類提出していただいて調査を委託するという形で、先ほど副市長のほうから答弁ございました。その間が、今日4日ですよね。10項目を資料として提出されておられるのであろうと思いますので、その閲覧とですね。恐らくヒアリングをされた議事録というのがあると思うんですよね。そういうのも、差し支えなければですね。閲覧をちょっとしたいなというふうに思いますので、可能でしょうか。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（村田 一安君） 今、高橋議員からありましたけれども、入札価格のその調査、9月の1日にいたしました。業者からのその調査表につきまして、内容につきましては、ペーパーにまとめておりますので、提出するのは可能でございます。情報公開をしていただければ、そ

れでも結構ですが。

以上でございます。

- 議長（園田 一博君） 高橋健君。
- 7番（高橋 健君） 業者のほうから、多分分厚い資料が提出されていると思いますので、業者のほうから、関連会社から、そういうのが提出されてるとというのが確認できれば、中身まではどうのこうの言いませんので、そういうのが確認できればよろしいかと思います。あと、議事録のほうは、情報開示請求したいと思います。
- 議長（園田 一博君） 答弁要りますか。
- 7番（高橋 健君） よかなら、今もう休憩して見ろごたっけど。
- 議長（園田 一博君） 副市長。
- 14番（桑原 千知君） 議長、休憩お願いします。暫時休憩をお願いできますか。
- 副市長（村田 一安君） 情報公開制度がございますので、その情報公開制度を利用していただければ、できると思います。開示ができますので、よろしくをお願いします。
- 議長（園田 一博君） 高橋健君。
- 7番（高橋 健君） 議決は今日ですよ。情報開示請求したら、恐らく2週間の猶予があるとですよ。判断材料として、どういうふうな形で、そこも一つの判断材料だと思いますけれども、
- 9番（新宅 靖司君） 暫時休憩しましょう。
- 議長（園田 一博君） ただいまの高橋議員からの提案は、資料提供ということでありますので、議会から執行部をお願いするという形になりますので、皆さんの御協議、決をお願いしたいと思います。資料提供を求めるか、要らないか。じゃあ、求めることに対して同意される方は挙手をお願いします。
- 10番（田中 万里君） いやいや、ちょっと待ってください。
- 3番（嶋元 秀司君） 求めていつそれはできるとですか。すぐできるとなら。
- 10番（田中 万里君） ちょっと議長お願いします。求めて、公開基本条例とか様々な法令にのっかってできるんですか。それにのっかってできるんですか。ただ、議会が請求したけん、そういうのは無視して、見せますよということが執行部にできるんですか。ちゃんと法令にのっかった上で、しっかりとできるかどうか確認したいです。
- 議長（園田 一博君） 議会としてですね、正式に請求できますので、今、皆さんに諮ってる。議会としてするのか。議会からはできるけど、個人的にはできません。
- 14番（桑原 千知君） だから、今、議長が求めよるけん、ここでどがんしようかて返事すればよかったもね。そがんとば横から言わんでちゃ。議長が言うたごて、よかですかて言うてください。
- 議長（園田 一博君） 資料提供に賛成の皆さんの挙手をお願いします。
- [賛成者挙手]

○議長（園田 一博君） 賛成多数です。したがって、先ほど、副市長のほうから、何か文書に取りまとめてあるということですので、その資料の開示をお願いしたいと思います。いいですか。それで。いいですね。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

○10番（田中 万里君） 質疑ですか。質疑を続けて質問していいんですか。

○14番（桑原 千知君） 暫時休憩と言うたそば決めてくれんですか。

○10番（田中 万里君） 先に決めてもらわんと、もし、質疑なら、続けてしたいんですけど。

○議長（園田 一博君） 休憩いりますか。

○6番（宮下 昌子君） 皆さんの質疑したい人がいるなら、質疑が終わった時点で暫時休憩ということにされたらどうですか。

○議長（園田 一博君） 今、田中議員は、この件についてのあれですか。

○10番（田中 万里君） いや、違います。

○議長（園田 一博君） 違うとでしょ。

○10番（田中 万里君） 今は質疑中なので、その質疑に対して、いや、私以外にも誰かおらんじゃないんですか。暫時休憩した後でもいいですよ。

○議長（園田 一博君） じゃあ、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後12時21分

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑は、ほかにありませんか。

田中万里君。

○10番（田中 万里君） 何点かお尋ねいたします。

まず、今、入札について質問されてるんですけど、ちょっと私は違う観点で、教育部局にちょっとお尋ねしたいんですけど、よろしいですか。今現状の子供たちの現状ですね。

○議長（園田 一博君） ちょっと待って。これは入札のあれです。

○10番（田中 万里君） いやいや、それにつながるものですよ。一回聞いてもらっていいですか。

今回、入札が仮に否決されたとします。その場合、多分私が調査した結果、来年度中には、もう学校が、上小学校が建つのは無理じゃないかというように思っております。その中で、学校の現場、教育環境というのは、今仮校舎で様々な教育を行っておりますが、どのような影響が出ますか。

○議長（園田 一博君） 教育長。

○**教育長（高倉 利孝君）** 上小の子供たち213名は、今、1番困っております。ほかの学校の児童に対して、比べてですね。ホール、全校集会で使いますホールを3等分して、2年、3年、4年生が入っております。パソコン室を2等分して、5、6年生が入っています。7月6日の学校訪問では、6年生のクラスは39名です。40名が定員のところに39名入っておりますので、教室には入れませんでした。廊下から授業参観をいたしました。御存じのように、プレハブ校舎はどこにも建つ余裕はありません。ですから、本館のほうを潰して、普通教室に使っております。ですから、ほかの学校では、25名以上のクラスは二つに分けて分散授業ができますけども、上小の子供たちにはこれもできません。ですから、早い校舎建築を望んでいるところです。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○**議長（園田 一博君）** 田中万里君。

○**10番（田中 万里君）** 今、教育長から、今の子供たちの現状、言うなれば、この子供たちが勉強する環境が悪いからということで、当初予算において、上小の建築の上程されて、やはり市民は一日も早い上小学校の学校が新校舎が建つのを大きな期待を抱いておられるというのが、私の耳にも届いております。その点で、先ほどから出ておりますが、この単刀直入にお尋ねしますが、今回のこの入札について、前は高いということで、様々な指摘をされた上に否決になりました。今回ですね、もう後ろ指を指されることは何もない。そうやって執行部は断言できますか。

○**議長（園田 一博君）** 副市長。

○**副市長（村田 一安君）** 前回、99.87、今回は、87.97ですか。12%ぐらいの入札率が下がっております。結局、私たちは、契約審査委員会で調査をした結果、業者からもできるというふうな制約、言葉を聞いておりますので、これにつきましては、必ずや執行できるものというふうに思っております。

○**議長（園田 一博君）** 田中万里君。

○**10番（田中 万里君）** では、今回の入札は、法令並びに上天草市の入札制度、様々な点を見ても、しっかりとした入札であって、そして、この価格においても、当初の計画どおりのしっかりと安心安全な学校ができると、私たちは、執行部から判断してよろしいでしょうか。

○**議長（園田 一博君）** 副市長。

○**副市長（村田 一安君）** 今、田中議員からありましたように、業者からも聞き取りをいたしまして、契約後の工事につきましても、この場合につきましては、特に、監督体制を強化して、工事の進捗を見守っていきたいというふうに考えております。

○**議長（園田 一博君）** ほかに。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（園田 一博君）** これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

田中辰夫君。

○4番(田中 辰夫君) 反対討論――。

○議長(園田 一博君) 田中辰夫君、賛成討論ですか。

○4番(田中 辰夫君) はい。

○議長(園田 一博君) 賛成討論。それでは、まず、原案に反対の反対者の発言を許します。誰かおられますか。

○議長(園田 一博君) おられないようですので、原案に賛成の賛成者の田中辰夫君お願いします。

○4番(田中 辰夫君) 市長提案に賛成の立場で討論させていただきます。

前は、私も反対をいたしました。これは、一般競争の競争原理に反する落札率と自分は判断いたしまして、反対いたしました。今回、競争原理も働いておりますし、執行部が調査した結果でも異常ない。これで立派な校舎ができるという言葉いただきました。また、上小学校の状況は、教育長が申されましたとおり、非常に苛酷な状況であります。子供たちに安心安全な教育を受けさせるためにも、早期の着工、竣工を願うものであります。

どうか、皆さんの賛同をよろしく願います。

○議長(園田 一博君) 次に、原案に賛成の方、討論ありますか。

小西涼司君。

○8番(小西 涼司君) 私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

前回、談合情報並びに落札率があまりにも高いということで否決をされました。その後、再度入札が行われ、前回よりも多くの利用者が参加できる。門戸を広げて公募を行った上、JVを組んで事前審査型ということで、その審査を行い、このJVだったら間違いはないということで、入札に参加できる資格を得て入札をされております。今回、落札率が87%台ということで、12%ほど下がっておりますけれども、そこは、執行部が申されますように、各工種の段階の中で検査を確実に行っていただき、そういったことをすることによって、工事自体手を抜いたりすることはあり得ないと、私は思います。正直、はっきり言ひまして、手抜きというのはなかなかできるものではありません。業者ができるというのは、材料を安く仕入れて、その材料によって工事を行う。だから、今回、落札率が低かったとしても、業者の努力によって、材料費を少しでも安く仕入れ、適正な竣工ができるものと私は信じております。そういった中で、先ほど、教育長が申されましたように、子供たちも一刻も早い竣工を望んでおりますし、なるべくスムーズにですね、今後、契約に至って、1日でも早い着工ができるように望んで、私の賛成討論を終わります。

○議長(園田 一博君) 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田 一博君) これで、討論を終わります。

これから、議案第74号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。議案第74

号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りいたします。12時を大分過ぎておりますが、いかがいたしますか。継続しますか。休憩しますか。

[「継続」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） それでは、継続で行いたいと思います。

日程第24 認定第 1号 令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第24、認定第1号、令和元年度（平成31年度）上天草市歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） それでは、103ページ、違う。今、決算ですよ。いいですよ。103ページですけども、推進交付金を使っての事業ということで通告をしておりますが、4つ通告しております。その中で、上天草市産業体験イベント事業委託料と食のグランプリは同じ事業ということですので、一緒に答弁していただいて構いません。その下の分の湯島の関係も一緒に答弁していただいて構いませんが、推進交付金で3年目だったと思いますが、この交付金を使って行った事業で、じゃあ、これをやって、今後はどう生かしていくかということも検証されてると思いますので、費用対効果をどう検証されたのかということ、ちょっとお聞きします。

○議長（園田 一博君） 企画政策部長。

○企画政策部長（花房 博君） 今、御質問でございました。まず、103ページの上の二つの事業でございます。産業体験イベント、それから、食のグランプリ事業、こちら二つの事業は、上天草市官食住サイクル事業という取り組みの中で、二つの事業を連携して実施しました。昨年度の事業内容ですが、11月23日から24日にかけて、食のグランプリ事業としてグルメコンテストをミオ・カミーノ天草で開催し、上天草市内で飲食店を起業したいと検討しておられる県外の五つのお店が出店されました。年が明けて、2月1日から2日にかけて、産業体験イベントとして、本市の産業に従事している方々と福岡市を中継をつないで、仕事の魅力に関するトークライブなどを行いました。

費用対効果としましては、産業体験イベントでは、トークライブなどに91の方が参加いた

だき、さらに、フェイスブックでの情報発信に約45万人の方がインプレッション、いわゆる画面確認を行っていただくなど、本市の産業の魅力が十分に発信されました。また、イベント参加者の中から、上天草市への移住に関心が高い5人の方を対象にモニターツアーを行いました。その結果、そのうちの1組が、今年の3月に市内の物件探しを行うなど、本市内への移住の検討につながっております。食のグランプリ事業では、2日間で延べ1,119人の方々に来場していただき、さらに、インスタグラムでの情報発信に660人の方が賛同、いわゆるいいねと反応していただくなど、本市からの魅力発信を多くの方々にキャッチしていただいたところです。このコロナ禍の中では、都市部から地方への移住に関心が高まっております。これを機会と捉え、チャンスと捉えて、産業体験イベントで制作した市の産業紹介動画ですとか、食のグランプリ事業を通じて培われた県外飲食店事業者とのつながりを活用し、県外への情報発信をより積極的に行ってまいります。また、今後も、関係人口のさらなる創出を図り、本市への移住促進につながるよう努めてまいります。

ウエディング、湯島の関係も、引き続きようございますでしょうか。

下103ページに書いてございます。湯島ウエディングプラン構築、湯島スローライフお試しツアー体験、この二つの事業についても同様に御説明申し上げます。

昨年度の事業内容ですが、湯島ウエディングプラン構築については、フォトウエディングとして残る、心に残る六つの撮影プランをつくり、これを掲載したリーフレットを市内のウエディング事業所に配布したほか、結婚情報誌にも掲載するなどして情報発信を行いました。

湯島スローライフお試し体験ツアーでは、カスミソウアレンジイベントやサンセットクルージングなど、地域資源を活用した七つの体験プランを構築しました。また、パリのミシュランレストラン「ページス」というお店のオーナーシェフである手島隆二氏を招き、手島シェフが手がけた料理の試食会を行い、これを参考に、湯島の食材を使った新たなメニューを三つ開発して、市内飲食店8店舗で湯島フェアを実施しました。

費用対効果としては、湯島ウエディングプランでは、雑誌などへの掲載やSNSでの情報発信により、既に今年の1月に1組がフォトウエディングの撮影をされたところです。今後も湯島において、11月に2組の写真撮影が予定されております。

スローライフお試し体験ツアーでは、手島シェフの試食会などを県内テレビ放送で取り上げていただき、多くの視聴者の方々に、湯島の魅力をPRできたと考えております。コロナ禍でインバウンドが期待できない状況ではございますけれども、フォトウエディングの写真撮影のように、SNSを活用した情報発信で国内から来ていただくことは大いに期待できます。引き続き、この事業で得られた成果をSNSなどを使って情報発信してまいります。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。通告がっておりますので、発言を許します。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 171ページですけれども、上天草マッチング機会創出業務委託料。これも推進交付金を使って、650万ほどですけれども、これは、これまでの事業からより効果の高い事業を行うとして計画されたものでした。どう変わったのか。事業効果をどう検証されているのか、お尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） よろしくお願いたします。

この業務委託は、上天草の特産品の販売機会を創出し、市内事業者とバイヤーや飲食店等との新規取引の成立を事業効果としている事業でありまして、令和元年度の実績は65件であったところです。実施内容は、関東、福岡、天草で開催された七つの商談会に上天草市のブースを出展し、延べ22事業者が商談を行いました。また、東京、神戸、福岡、熊本市で4回の飲食店フェアを開き、フェアを開催した飲食店との取引を成立させたところでございます。さらに、東京、大阪、熊本市におきまして、5回の物産展を開き、上天草の特産品のPRを展開し、事業の軸足を認知度向上から、販路拡大、販売拡大とすることで、効果の高い事業が実施できたものと分析しているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 次に、インフルエンサー招請及びサイクルツーリズムの推進業務委託料です。これも、これは、外国人誘客のための事業ということですのでけれども、これを実施した結果と、今後はどうつながると考えておられるのか、お聞きします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） よろしくお願いたします。

本事業は、本市へのインバウンド入り込みで2番目に多く、サイクリングを通して交流がある台湾をターゲットに、サイクリストとして影響力のあるインフルエンサーを招請し、情報発信を行うとともに、本市のサイクルツーリズムの受け入れ環境を整備したものでございます。インフルエンサーは3人招請し、それぞれのフェイスブック、インスタグラム、ブログ、または、YouTube等のSNSに投稿し、合計で73万5,635人の閲覧につなげることができました。また、受け入れ環境の整備においては、台湾の自転車メーカーディゾとコラボ自転車を製作し、ミオ・カミーノのレンタサイクルとして活用しているところでございます。SNSの閲覧者に上天草市の良さを感じてもらい、その何割かが上天草市に訪れていただくことで、今年度以降の誘客につなげられると期待しているものでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 同じページですけど、観光ブランディング推進業務委託料860万ほど、これは、ナナメ上だったかな。ラッピングバスの運行もされておりますけれども、観光客増ということで目指してということですけども、これも、どう検証されたのか、お願いします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（井手口 隆光君） 本事業では、ラッピングバス運行のほか、桜町熊本での上天草市フェアの実施、旅行商品の開発、PRツールの作成などを実施しております。直接的な誘客というよりも、上天草市の観光ブランディングの浸透、イメージ戦略として位置づけており、選ばれる観光地となるよう、これらを継続的に行っていくプロモーション事業でございます。桜町熊本のオープンには、10日間で100万人以上が訪れていることから、上天草市フェアを実施したことで、相当のPRにつながったと感じており、ラッピングバスの運行につきましては、ナナメ上のバスを見たという声を多く聞いており、ブランディングイメージの定着に効果があるものと考えております。ブランディング浸透のイメージ効果から、実際の旅行意欲につながると考えており、近年の観光入り込み客増加に、その効果に出ているものと思っております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第25 認定第 2号 令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第25、認定第2号、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 2 6 認定第 3 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市下水道事業会計決算の
認定について

○議長（園田 一博君） 日程第 2 6、認定第 3 号、令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 2 7 認定第 4 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市立上天草総合病院事業
会計決算の認定について

○議長（園田 一博君） 日程第 2 7、認定第 4 号、令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第 2 8 報告第 7 号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第 2 9 報告第 8 号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

○議長（園田 一博君） 日程第 2 8、報告第 7 号及び日程第 2 9、報告第 8 号を行います。

執行部から、報告内容の説明を求めます。

まず、報告第 7 号を、総務部長。

○総務部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。あわせて説明資料 6 ページをお願いいたします。

報告第 7 号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について。地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告いたします。専決第 1 1 号、和解及び損害賠償額の決定について。令和 2 年 4 月 2 6 日、上天草市大矢野町中地内で発生した和解の相手方所有の軽貨物車と市職員非常勤の消防団員運転の公用普通特殊車による交通事故に関し、令和 2 年 8

月24日に専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。この事故は、大矢野町中江後地区において発生した火災現場に向かうため、市道亀の迫江後線を緊急走行していた本市の消防団員が運転する公用普通特殊車である消防小型ポンプ付積載車が、大矢野町南部農免農道と交差点において、亀の迫方面から江後方面に進行中、当該農道を宮津方面から柳方面に進行してきた和解の相手方運転の軽貨物車と衝突し、互いの車両に損害を与えたものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

今後、再発防止のため、職員の安全運転について指導を徹底してまいります。

以上、報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 次に、報告第8号を、建設部長。

○建設部長（小西 裕彰君） よろしく申し上げます。

議案書3ページをお願いします。あわせて、説明資料9ページをお願いいたします。

報告第8号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。専決第12号、和解及び損害賠償額の決定について。令和2年7月13日、上天草市役所大矢野庁舎駐車場で発生しました和解の相手方所有の小型乗用車と市職員運転の公用軽貨物車による接触事故に関し、令和2年8月26日に専決処分を行い、当該相手と損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。この事故は、市職員が災害現地調査のため、公用軽貨物車にて、市役所大矢野庁舎に立ち寄った際、当該車両を庁舎駐車場で方向転換するため後進した折に、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用車に衝突し、相手方の車両に損傷を与えたものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

今後、再発防止のため、職員の安全運転について指導を徹底してまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で報告は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月7日予定の経済建設委員会は、台風接近の予報のため、9月14日に延期し、8日、9日は常任委員会。次の本会議は、10日に午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後12時52分